

< 議事録 >

会議の名称	令和5年度 富田林市障がい者地域自立支援協議会 第1回 代表者会議		
開催日時	令和6年2月8日(木)		
開催場所	富田林市役所 3階 庁議室		
参加委員	飯瀨 美智子、澤村 秀男、豊浦 晶子、岩井 智裕、小野 善朗、奥宮 敏樹、土井 涼子、 新熊 一史、岡本 泰宜、高田 清將、佐々木 由典、前田 晶子、橋本 弘子、 小田 浩伸、椋原 剛、吉田 裕志、尾崎 有規、梅川 和隆		
事務局	子育て福祉部 部長 植田、障がい福祉課 課長代理 久井、給付係長 前田、 相談係長 大浦、基幹相談支援センター3事業者、相談支援センター3事業者		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名

案件1 委員紹介 及び 会長、副会長選出

事務局

会長、副会長の選出につきまして、ご説明をさせていただきます。

本協議会代表者会議の議事進行役等につきましては、お手元資料3ページにあります富田林市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第5条の規定にありますように、会長は委員の互選により定める、会長は会議の議長となる、また、副会長は会長が指名する、などと定められております。

今回は、委員の任期満了に伴い、委員の一斉改選を行った後の初めての協議会となりますことから、改めて会長、副会長の選出をお願いしたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。特にご意見等ございませんでしょうか。

(委員席より)「事務局に一任します」

ただいま事務局一任との声をいただきましたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようですので、事務局案を申し上げさせていただきます。

会長には、昨年度に引き続き、大阪大谷大学教育学部教授 学部長の小田委員をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

皆様にご承認いただきましたので、会長につきましては、小田委員をお願いしたいと思っております。

会長

会長の方をご指名いただきました大阪大谷大学の小田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

障がいという概念も、随分いろいろと多彩になってきていると思います。私は教育を中心に関わってるんですが、本当に多彩で多様なニーズがある中で、やはりこうした形で取り込まれることの大切さというのは、真に重要性を持っております。また今年の4月から障がい者差別解消法による合理的配慮の義務化もあるということで、益々この施策が大きな意味を持つてくることと思います。交流も含めて皆さん方と知恵を結集しながら、富田林市の福祉行政に関する様々なご意見をいただき、充実を図っていけたらと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

では引き続き、副会長の選任と、この後の議事進行につきましては、小田会長にお願いしたいと思っております。

会 長

副会長には、これまで通り、7号委員の富田林市社会福祉協議会の東委員にお願いしたいと思っております。今日は欠席ということですが、お伝えいただけますでしょうか。

事務局

では事務局で後日確認いたします。

(※ 翌日の2月9日(金)に事務局より7号委員の富田林市社会福祉協議会の東委員に確認した結果、副会長をお引き受けいただきました。)

会 長

早速ではありますが、代表者会議の議事を進めていきたいと思っております。

この協議会は、地域における障がい福祉に関するシステムづくりを目的としており、案件について多数決で議決するという性格のものではないと思っております。委員の皆様それぞれの専門分野からのご意見をいただき、より良いシステムづくりの検討をしていただきたく、積極的なご発言をお願いします。

それでは、案件2の今年度の相談支援体制について、障がい福祉課から報告をお願いします。

案件2 今年度の相談支援体制について

障がい福祉課

資料は6ページになります。まず本市の概要ですけれども、令和5年3月時点で人口は、10万7716人、身体障がい者は4455人。知的障がい者は1236人。精神障がい者は1296人で、障がい児支援を含む障がい福祉サービスの受給者は、1869人になります。

障がい福祉サービス受給者のうち、障がい児相談支援を含む、計画相談支援利用者は890人、47.6%です。残りの979人はセルフプランです。障がい福祉課の職員体制ですけれども、総務係、給付係、相談係の3係体制で、その中に相談係に現在、常勤3名と、会計年度任用職員1名を配置しております。

続いて7ページです。平成31年4月より、障がい者基幹相談支援センターを直営として障がい福祉課内に設置しておりましたが、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、令和3年4月より委託化を実施し、3つの圏域ごとに1ヶ所ずつセンターを設置し、相談支援の充実を図りました。また、同センター内に障がい者雇用センターを併設しまして、障がい者の就労支援も実施しております。

資料の8ページにありますように、第1圏域が聖徳園みどりの風、第2圏域がつじやま相談室、第3圏域が四天王寺悲田富田林苑にそれぞれ基幹相談支援センターを委託しております。なお相談支援事業につきましては、圏域を問わずにピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池の3事業者にもお願いしております。

平成28年4月から、出張相談窓口を庁内に設置していますが、令和3年度からは来庁者へのワンストップ対応ということを目的に、窓口を課の最前列に設置しております。現在、各基幹相談支援センターから、輪番で1名ずつ、1日あたり計2名の相談員様に来ていただいております。以上です。

会 長

今年度の相談支援体制についてということで、説明がありましたが、何かご意見ご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

委員A

今年度の体制のことではないのですが、令和6年4月から精神保健福祉法の改正がありまして、相談の方が、精神障がい者の他、精神保健に課題を抱える者も対象にできるという努力義務が施行になると思いますが、それを踏まえて市の相談体制として、何か今年度と変わるところはあるのでしょうか。

障がい福祉課

そのような改正がなされることは承知しておりますけれども、今の時点では特に障がい福祉課の組織体制が変わるということは、予定されていないかと思えます。

会 長

他にございませんでしょうか。

ないようですので、次の案件に入らせていただきたいと思います。案件3の障がい者相談支援事業実施状況について、順次、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池、聖徳園みどりの風、つじやま相談室、四天王寺悲田富田林苑の順でご報告いただけたらと思います。

案件3 障がい者相談支援事業 実施状況について

ピーチネット

今年度も2名体制で相談をお受けしております。2名のうち1名は兼務の職員で心理士の資格を有しております。

受けた相談内容につきましては、やはりサービス利用に関する相談が最も多くなっています。

その中には、家族の大半が知的障がいの場合であったり、母子分離ができずグループホームや、日中活動の事業所を転々と変えざるを得ないケース、不登校のケースで障がいを抱えたお母さんが子育てをするケース、子どもが措置入所になった精神疾患の女性のケース、長年にわたりひきこもりが続き、社会との関係が疎遠になったケース等々、継続的な見守りや多職種による連携が必要なケースが大半となっております。また、今年度も引き続き、市内の児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所のネットワーク会議について、障がい福祉課のご協力のもと、会場をお借りし開催を継続しております。新たな事業所の立ち上げもあり、その事業所にも参加を呼びかけているところです。

ときわぎ

昨年度同様に、障がい種別では精神障がいの人の相談が多く、新規ケースもありましたが、以前より継続して支援している人や、数ヶ月連絡がなかったケースが支援機関からの依頼で再度繋がるケースも多くありました。支援内容では、ヘルパーや就労継続支援B型等の福祉サービスの調整も多くありました。

今年度は、ご本人が歳をとると同様に、親も高齢になり入所や他界され、きょうだいがキーパーソンになるケースに関わるようになりました。自宅以外で過ごすことがなく、年齢を重ね、ミドル世代になり、他者と関わること、病院やきょうだい、支援機関から声かけを続けるケースもありました。また、きょうだいも障がいを持たれ、親亡き後にきょうだいで一軒家で暮らしている人に対して、それぞれの支援機関や病院との連携をとり、今後について話し合いながら支援を進める中、家の状況や本人の希望を聞き、訪問や聞き取りを重ねるなど、より関係機関との連携が必要になると感じました。また、病気と向き合うことにより、生活や対人関係が不安定になる人や、他者との関係をうまく築けずに病状が不安定になられる人の支援も多くありました。

母子家庭世帯で母親、子ども共に精神疾患があり、母親が不安定になると子どもも連鎖的に不安定になる人、中でも、収入面や精神面への不安だけでなく、子どもの進路の時期にさらに混乱し、不安になる人に関わることもありました。

研修会にも参加させていただきました中で、若い時期から病院や支援機関を知ってもらい、当事者や家族の会、福祉サービスの知識を持ってもらうことの大切さを学ぶことができました。若い時期から相談場所を知ってもらい、本人1人で、また家族だけで不安を抱えることなく話ができる場所として認知してもらうためにも、障がいに対する考えや理解を、当事者や家族だけでなく、社会全体で考えていくことができるよう、今後も普及活動、啓発活動にも参加させていただきたいと思いました。

相談機関として、市役所の各課、基幹相談支援事業所、計画相談支援事業所だけでなく、様々な機関と関わらせていただき、社会資源や各事業所を知り、障がいを持たれている人への必要な情報提供ができるよう、事業所との関係づくりも大切にしながら今後も支援していきたいと感じる1年でした。

アプローチ寺池

3名体制でやっております。3名のうち1名は非常勤ですが、1名は介護保険と障がい福祉サービスをスムーズに結びつけるということで、主任ケアマネと障がいの相談をできるという、2つの資格を持っております。その他2名は障がいの専門ですが、他のサービスについても従

事している次第です。

そんな中で、地域に何の貢献をできるかを考えたところ、先ほども出てきましたが、災害時に何か協力できることはないかということで、去年にDMA T研修を受けて登録させていただいています。今回も2月9日金曜日からの件で府から依頼がありましたが、今回は行く予定にはなっていません。

先日、講習を受けてきました。うちのスタッフ2名を派遣しました。圧迫とかAEDを使えるだけじゃなくて、それを他の人に研修として教えていける資格となっていて、今後、一次救命を普及していく取り組みをさせていただいています。

相談の件数ですが、去年度も今年度も精神の障がいを持っている方々が多くいます。重複障がいと言われる精神障がいと知的障がいを持っていたり、身体障がい、知的障がい、精神障がいを複数持っていたり、何らかの発達障がいと精神障がいを持っている方々が非常に増えてきているのではないかと感じております。その中でも触法と言われる、刑務所等に入られた方が地域に戻られてきて過ごしていくことのサポートを行っています。電話相談ではなかなかうまくいかないで、直接訪問させていただいて本人さんと面と向かってお話をし、納得まではいかないですけれども、今後地域で生活していくサポートをして、これからもそれを継続して地域に貢献していこうと思っております。

聖徳園みどりの風

第1圏域担当の聖徳園みどりの風です。相談体制は4名で行っております。

今年度は、本当にいろんなケースが、特に難病のケースが結構あります。大人も子どもも多く、特に子どもは母からの相談を聞くことが多く、お子さんに対しての療育であるとか、どこか通えるところはないかという相談も多くあります。

障がい福祉に関するワンストップの窓口として、障がい種別、年齢問わず対応してきました。個々の相談に対し、インテークアセスメントを行ったうえで、みどりの風の中で相談支援専門員がどのように支援していこうか方針を検討し、関係機関への橋渡しも行っております。

今年度の傾向としては、前年度に引き続いて児童発達支援や放課後等デイサービスの相談が多かったです。学校卒業後の進路先や、また働きたいという希望もあり、就労継続支援B型や就労継続支援A型への見学も増えてきました。土日の余暇活動でガイドヘルパーを使ってどこか遊びに行きたいであるとか、見学に行きたいという相談もありましたが、なかなか現状、居宅介護でのヘルパーさんの不足もあるのでしょうか。ヘルパーさんが見つからないケースが多かったので、関係機関にどこがいい事業所ないですかという相談をしたことも結構ありました。そういうことが関係機関との連携になると思っております。

新規の障がい福祉サービスの利用希望に対して、相談支援専門員の不足により、富田林市外の相談支援専門員さんにも協力してもらっています。河内長野であるとか、2町1村の相談支援事業所さんにもケースをお願いしたこともありました。サービスの利用に関して不利益にならないように、セルフプランの支援やサービス利用計画の開始後のフォローアップを継続するなど、切れ目のない支援を行いました。

機能強化事業に関しては、地域の相談支援体制の強化では地域の相談支援専門員が困っている事例や、どういうふうにしたらいいのかわからない事例に関して、一緒に課題解決に向けて、いろんな整理を行ったり分析を行ったりもしました。相談支援専門員さんが行う初任者研修や現任研修でのインターバルを基幹相談が受けておりますので、その中で計画の書き方であると

か、地域の社会資源がどんなものがあるのかとか、相談支援専門員さんともお話をして演習を行っていただきました。

自立支援協議会では事例検討を行い、関係機関とも一緒に地域との関わりや本人の支援についての確認が多くできました。啓発活動に関しては、就労支援部会の中で市役所のロビーにて富田林市内の事業所さんの自主製品の販売を行うことができました。12月にはレインボーホールで開催された市民劇場にも参加しまして、そこに市内の事業者さんと一緒に自社製品の販売ができました。地域との関わりでは保健センターやケアマネ等からいろんな相談を受けております。特に債務に関する相談とかも出てきておりますので、弁護士相談に行ったりとか、成年後見制度につなげたケースもありました。

つじやま相談室

第2圏域担当のつじやま相談室です。つじやま相談室では13ページの件数にもありますように、実人数に大差はないですけれども、全体の延べ人数に関しては、結構な割合を精神手帳所持の方が占めているのが現状です。

理由としては、特に独居単身世帯の当事者の方の福祉サービス利用の安定のしづらさや、生活上の各種手続き等でのサポートが必要となってしまうことがあります。その他情緒の乱れであったりとか、対人トラブルや、あと金銭的不安から助長したトラブル等々で、多方面にその都度アクションを起こしてしまう方であったりも多くいらっしゃるため、情緒面の話を傾聴して、クールダウンをして日常生活にまた戻るといったサポートに、多くの時間を割いているケースが多いです。

その他でしたら、入院を短期間で繰り返す方もいらっしゃることで福祉サービスの利用の調整をしている最中に入院してしまったりと、結局、福祉サービス利用に至らなかったり、利用が開始された途端に入院になってしまったり、安定したサービス利用が結局できていないというケースも、増えてきています。

反対にサービス利用を開始できたケースに関しても、ヘルパーさんや事業者さんとの日常的なやりとりであったり、連絡等々がスムーズにできなくて相談員の介入が必要であったり、もしくは完全にやりとりを相談員にお願いされたり、相談員を介して返答を求められたりというケースが増えているので、そこにすごく多くの時間を割いているのと、件数もそれによって増えていっているのが現状です。

精神の方以外の相談の内容では、子どもを含む家庭全体の支援が必要なケースも多く、令和5年度に関しては、妊娠や出産のラッシュの時期があったり、他市の母子施設から転入のケースであったり、先ほどお伝えした妊娠出産のケースに関しては、定期健診の段階から病院への同行、あと入院、出産、退院とその後の手続きにもサポートが必要なケースでした。中には出産時に他のお子さんの短期入所が必要なケースもあって、ちょうどその時期にコロナが世間で広がったタイミングでもあり、短期入所を探すことにたいへん苦慮した記憶があります。このように、各方面の訪問や同席や調整がすごく増えてきています。家族の大半が障がい者手帳を所持していて家族全体の支援が必要なケースもあり、家庭内暴力や触法から逮捕起訴されての地域移行のケース、あと不動産の売買のサポート等もありました。

地域の障がい福祉サービスの事業所さんや特定相談支援事業所さんからの相談もあり、その都度、当事者の方のご自宅や事業所さんに訪問して、面談等を通じてアセスメントをしたり助言したりという対応をしています。その際、あくまで計画相談員さんを飛び越えないようにと

いう配慮は心がけています。全体的に多数の関係機関と関わることを求められる状態が多く、相談員としても専門性を広げていかないとついていけないという実感があった1年でした。けれども、専門的な知識を得るための研修であったり学習の機会を設ける時間がなく、そこまで手が回っていないのが現状です。関係機関は増える一方なんですけども、相談支援として関係機関の連携が一番大事だと感じているところではありますが、事案によっては相談支援に情報が来るまでにタイムラグがあったり、分野によっては情報が来ない、または連携が取りにくいというケースが増えている他、連携のしにくさやケースワーク時に中心となる関係機関がわかりにくいケースも増えてきているというところもあります。

その他、ケースワーク以外については、地域への理解啓発の活動として、引き続き大学祭に参加しました。今年は、もう少し身近に福祉というものを感じてもらえたらなというところで、ユニバーサルデザインをもとに、リーフレットを作成して配布をするという内容でした。

四天王寺悲田富田林苑

第3圏域担当の四天王寺悲田富田林苑です。令和5年度に件数の多かった相談の内容としましては、18歳未満であれば児童発達支援、放課後等デイサービス、18歳以上であれば就労系・ヘルパーの家事援助等の事業所を探して欲しいという相談が、昨年と同様に多くを占める傾向にありました。相談は障がい者ご本人やそのご家族からのものが多くを占めるのですが、それ以外に地域包括支援センター、保健センター、社会福祉協議会等の関係機関が関わるご家族の中に障がいがある方、障がいがあるのではと思われる方がいるので関わって欲しいといった形で、関係機関からの相談が年々増加している傾向にあると感じております。対応や課題解決が難しいと感じた相談につきましては、軽度の知的障がいと発達障がい、自閉スペクトラム症やADHD等を重複されている方の対応に、難しさを感じるケースが多くなっています。

1例ではありますが、ご本人様が生活の中で他者とのトラブルを抱えている状態に陥っており、周囲の方が心配や困り事から相談に来られるものの、ご本人は課題があるとは認知していないので支援に繋がることが難しいケースということがあります。また別のケースでは、ご本人が過去に遭遇したトラブルに固着してしまい、現在の課題に目を向けることができず過去の解決のできない事例を相談員に伝える行動を繰り返し、1日200件を超えるショートメールを送信されるといったこともございます。また8050問題においては、解決が大変難しくその内容は困難を極めております。

ある親子の事例ではありますが、高齢の親御さんが障がい者である子どもに暴力を振るい障がい者虐待とされ、また別の日には障がい者である子どもが高齢の親に暴力で報復をして高齢者虐待となったケースでは、どちらも相手が悪いと思っており、離れて暮らした方が良いのではないかと考えて対応しても、相手が出ていけばよいと主張して同じことを繰り返してしまっているケースもございます。また、親が元気なうちは子どもと今の生活を続けたいと支援を受け入れてこられなかった障がい者のご家族のケースでは、親御さんが突然の入院あるいはお亡くなりになるといったケースも実際に存在し、どのようなアプローチで支援につなげていくか、課題は多く存在していると感じております。

富田林苑として相談を受けて支援するうえで心がけていることとしましては、相談者様からの本当の思いを引き出すことですが、それには非常に時間を要します。少しでも早く話をしてもらえるような関係性をつくれるように、相談があった日からなるべく間を空けずにコンタクトを取るように心がけています。気軽に相談してもよいと感じてもらえるよう、雰囲気づくり、本人や

家族が理解しやすいように工夫された説明、本人が意思決定しやすい支援を意識しております。

対応が難しいケースでは、毎週のミーティングや随時相談員間で情報を共有し支援方法を協議することで、相談員が1人で抱え込まないよう事業所一体となって対応しております。富田林苑に相談してよかったと思ってもらえる関わり、伴走型支援を心がけております。

基幹相談支援センター機能強化事業としましては、計画相談を依頼しましたケースのサービス担当者会議や、カンファレンスへの参加、計画案やモニタリング報告書の内容についての助言等を行いました。また、相談支援専門員の初任者・現任者のインターバル研修の受け入れも行っております。地域包括支援センターとの地域ケア会議や合同会議、増進型地域福祉ネットワーク会議など、連携会議にも積極的に参加することで関係機関と連携して対応するケースも増えてきたと感じております。支援者として横の繋がりや顔の見える関係を構築することで、包括的に利用者を支えていけるよう心がけております。

今後の課題としましては、年々単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例が増えてきており、現状では計画相談支援事業所をお願いしにくいことから、基幹相談支援センターが対応せざるを得ないケースが積み重なってきております。研修会や事例検討会等を実施して基幹相談支援センターの相談員も含めた市内の相談員のスキルアップを図るとともに、困りごとを早期に発見し、困難事例となる前に対応していけるような仕組みづくりが必要と考えます。

障がいのある方だけでなくお困り事のある方が、社会との関係が希薄にならないように参加しやすいイベントの開催や居場所づくりを進め、市役所や基幹相談支援センターでなくても地域として受け入れて解決していけるような市にしていくことが理想です。そのために障がいへの理解啓発活動をはじめ、基幹相談支援センターとして地域の一員としてまちづくりに貢献していきたいと思っております。

会 長

障がい者相談支援事業の実施状況ということで各事業者の方からご説明いただきました。多彩な取り組み、また事例、それに対して本当に丁寧に取り組んでいただいているということがよくわかったと思います。ただいまの報告に対しての何かご意見ご質問等ございましたら出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員B

もう本当に聞くだけでも胸中いっぱいなるぐらいの本当にすごくいろいろと取り組みをされているということはつくづくよくわかりました。引き続き、またお願いできたらと思います。

会 長

他にないようですので、次の案件に入りたいと思います。案件4 障がい者地域自立支援協議会の活動状況についてということで、障がい福祉課の活動状況をスタートに各部会や会議の方から順次報告いただけたらと思います。

案件4 障がい者地域自立支援協議会 活動状況について

障がい福祉課

資料の 14、15 ページをご覧ください。内容につきましては、各ご担当の方から後ほどご報告いただきますけれども、会議一覧にあります通り昨年の 1 年間、代表者会議は 1 回実施しました。実務担当者会議が 3 回、事例検討会が 4 回実施し、各会議の準備や調整等を行う運営部会ですけれども、これは毎月、年 12 回実施しております。代表者会議はコロナ禍の影響で 2 年連続書面開催となっておりますが、前回の会議から対面での実施ができるようになりました。

次に、検討・作業部会ですけれども、部会は現在 6 つあります。それぞれ案件協議の状況によりまして必要な回数を開催して、それぞれの部会の目標に向けて取り組んでいただいております。なお自立支援協議会の会議ではないのでこの一覧には載っていませんが、相談支援事業の一環としまして、取り組んでいます障がい者の就労・雇用支援の協議の場としまして 2 ヶ月に 1 回、障がい者雇用会議を基幹相談支援センターに併設している雇用センターが中心となって実施しております。では、各ご担当からのご報告をお願いいたします。

四天王寺悲田富田林苑

運営部会は、障がい者地域自立支援協議会の運営のあり方、相談支援体制について議論検討するため、毎月開催をしております。検討・作業部会の活動報告については各部会から行いますが、令和 3 年度から現在の体制としてスタートし 3 年が経ち、目標の一つとしてきた参画機関とのネットワークづくりが形として実現した部会が多かったように感じております。特に就労支援部会では市長が掲げている障がい者千人雇用の実現に向けて取り組みを進め、つつじマルシェの開催や事業所見学ツアー等を実施しました。また、市内の障がい者就労支援事業所の協力を得て事業所紹介を作成し、市のホームページに一覧を掲載しております。

相談支援体制については、基幹相談支援センター、相談支援センターの合わせて 6 事業所が困難ケースを共有して、対応方法について検討したり地域資源となる情報を共有したりして支援力の強化に努めています。また、年々単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例が増えてきており、他機関共同で対応を行う必要性を感じています。地域包括支援センターとの連携会議や増進型地域福祉ネットワーク会議などは、包括的な支援体制を構築するために貴重な機会となっております。顔の見える関係づくりを進め、それぞれの機関の置かれている立場や制度をお互いに理解し、支援者間でも支え合う気持ちや配慮を持って対応に当たっていくことが大切だと考えております。

今後の課題として、社会との繋がりが希薄化している人たちが社会的役割を担うことで存在を認知してもらえたり、社会参加の場や機会を地域とともに創っていくことが挙げられます。継続的に安定して障がい者を支えるためには、支援機関だけでなく地域として支えていく仕組みが必要です。農福連携など市の魅力を生かした居場所づくりを推進し、障がいのある人たちが生き生きと暮らせるまちづくりに貢献できるよう、当協議会を運営していきたいと考えております。

聖徳園みどりの風

実務担当者会議は年に 3 回行っております。

第 1 回が、市における精神障がい者に係る状況についてということで、訪問看護ステーションの看護師より、訪問看護ステーションの業務、業務内容と現状の説明を行っていただきました。相談の中でも精神障がい者の方の相談がすごく多くなっているのは事実でありまして、特に重

複障がいの精神の方の相談は多くなっています。やはり医療との連携というのは必ず必要で、ご自宅に訪問看護の方が入って、その人の病状からどんなふうに住まわせていけるかという情報は、相談支援専門員にとってもすごく重要だと思っております。今後も、市内または他市の訪問看護ステーションとも連携をしながら、相談支援体制の構築をしていけたらと思っております。

第2回に関しましては、障がい者差別解消法について、障がい福祉課から説明がありました。令和6年4月1日から事業所による障がいのある方への合理的配慮の提供が努力義務から義務になるということについて、皆で対応を検討することになりました。また障がい者、虐待防止法に関しまして、つじやま相談室から説明がありました。

第3回は意思決定支援の基礎について、弁護士からお話していただきました。

つじやま相談室

事例検討会議について報告させていただきます。資料の18ページに事例検討会議の議事録を記載しています。事例検討会は今年度3回、資料の中には令和4年度の代表者会議以降の開催された第3回の部分についても記載しています。

今年度の事例検討会議、参加していただく関係機関の方は非常に多種にわたり、いろいろな関係機関の方が参加してくれており、地域からの課題抽出を目的として可能な限り高齢、生活困窮児童、障がいと、いろいろな要素が含まれているケースを取り上げて事例検討しています。内容については、1回目から3回目、共通意見として多く出たのが連携の大切さであったり、アセスメントを丁寧にすることであったり、あとは家族の人数が増えたり、家族の方で手帳を持っている方が多い中でそれぞれのニーズの整理をきちんとすることで、関係機関で役割の分担がしやすいのではないかという意見がありました。この事例検討会で抽出された課題を持って協議会の方で、また地域課題として取り組んでいけたらと思っております。

ピーチネット

こども部会の報告をさせていただきます。今年度は昨年度の部会内での協議の中で出てきた課題の中から、運営部会での協議を経て2つの課題へのアプローチを考えました。

まず1つ目ですけれども、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所等の福祉サービスの情報が、必要な方々に行き届いていないのではないかと課題に対しての取り組みです。前年度からコロナの感染拡大等のために順延になっていました、事業所の合同説明会というものを開催しました。チラシを市内にお配りさせていただいたのですが、11月21日にすばるホールの展示室にて児童通所の23事業所さんの協力も得ることができ開催をいたしました。当日にはご家族や支援者を含めて75名の方が来場してくださり、各事業所のブースに立ち寄り、直接説明を受けました。そのあと事業所の見学や利用に繋がったケースもあったとの報告を受けております。

2つ目としては福祉と教育の連携の強化という取り組みです。日々、いろいろな課題と向き合っておられるスクールソーシャルワーカーという職種に焦点を当てまして、まずはその方々との連携を図りたいとの話し合いがありました。顔の見える関係づくりのためには、まずスクールソーシャルワーカーさんの役割や現在の取り組み等について、福祉の支援機関がそれらを知る機会が必要との意見が多く出たため、それについての具体策については今後も検討していければと考えております。

なお、今年度の部会では明日、市内にある親の会に関する情報共有を予定しており、実際に2つの親の会の方々にもご参加を依頼しているところです。さらに次年度の部会につきましては、長年課題として挙げられてきておりました不登校児への支援についての取り組みを、具体的に検討していきたいと考えております。

ときわぎ

地域移行推進部会は、令和5年の3月に1回と、今年度に入りまして5月から12月まで4回行いました。今年度は新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、病院内との交流を図ってきました。昨年度3月に部会にて茶話会の実施とワーキンググループの立ち上げを提案させていただいて承諾をいただき、年度前半は病院で茶話会を開催、また後半は病院内で研修を行い、ご意見をいただくような形で部会を進めました。

部会として行った茶話会とか、研修会のご報告の方をさせていただきます。茶話会について、部会メンバーより5事業所でワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループ内の活動は資料を確認してください。ワーキンググループ内で時期、対象患者、内容等を検討し、実施はコロナ感染拡大時期を避け、初夏で調整を行いました。これにより地域との関わる事が少なくなってきた状況を踏まえ、富田林市への退院を希望されている患者のみの参加ではなく、病棟全体で参加してもらい、まずは楽しく地域の事業所と関わる機会として企画をしました。商工観光課より観光マップ、観光ガイドを参加していただいた患者さんに渡し、楽しく地域へ目を向けてもらい、相談できる事業所として捉えてもらえる機会として考えました。ワーキンググループより1名ずつ茶話会に参加していただき、参加の様子を後日写真や病院からの感想などで部会のメンバーと共有しました。実施は7月7日金曜日14時から15時、精神診療病棟で実施しました。茶話会に参加した入院患者にワーキングメンバーから声を掛ける形で実施し、茶話会には他市出身者が多く参加されていました。富田林市のことも知っている方も多くいらっしゃいました。会に参加すると退院させられると感じる長期入院患者も多くいましたが、まずは地域に相談できる事業所として知識を持ってもらえるよう説明を行いました。参加された入院患者さんは観光ガイドや観光マップを興味深く読まれていました。持参したポップコーンも食べ終わられる人も多くいましたが、長期入院患者にとって病院内での生活で完結できる状態が長く続き、生活に支障がない様子を感じました。今回参加された患者さんから楽しかったと感想をもらいました。次回の課題として、楽しく参加してもらいながら地域に目を向け、退院に興味を持ってもらえる取り組みや、患者と福祉サービスをつなげていく取り組みを考えていきたいと考えています。

年度後半に行いました病院、職員向け研修会については、大阪府広域コーディネーターの協力で大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業を利用させていただき、精神科認定看護師にご講演いただきました。講演をライブ配信で部会メンバーにも市役所内で視聴できる形で調整を行いました。講演内容は、病院、職員に向けた内容だけでなく、地域との連携、社会資源の活用、病院の地域移行の現状などを盛り込んだ内容で、地域包括ケアシステムにおける医療の役割と地域資源との連携というテーマでご講演をいただきました。病院では看護師、薬剤師、心理士、計13名が参加。部会では相談支援専門員、保健師、心理士等15名が参加し、患者やその家族との向き合い方、地域連携を学ぶ機会になりました。

重症心身障がい児者ケアシステム部会を主催しております。地域で生活する医療的ケア児が、頻発する自然災害に対して安心安全に暮らすためにはどのような備えが必要か、また、現状はどのような備えがなされているかを学ぶことを目的に、今年度は同部会を2回開催いたしました。

第1回では富田林保健所、藤井寺支援学校が取り組む災害対策、医療的ケア児が過ごす過程で備えられているソーラーシステム蓄電池などの情報共有をしました。また、富田林市のハザードマップを活用し、地域でどのような災害が予測されているのか、避難所の位置確認を行い安全な避難経路を確認しました。第2圏域においては、浸水、土砂災害の危険性が想定され、居住地によっては避難所までの移動は危険となる地域もあり、避難行動をとることの難しさを感じるという意見が多く挙げられました。また、福祉避難所は要配慮者が一般避難所に避難した後に受け入れ可否が決まってからの利用となることから、医療的ケアが必要な子どもは避難行動をとることより在宅で災害に備えるという家族が多く存在するのではないかと感じました。

第2回の開催前に、当事者様とお母様にご協力いただき個別避難計画作成に向けたカンファレンスを開催いたしました。当事者のお母様も、避難行動をとるよりは自宅での備えを基本とする方針をお持ちで、人工呼吸器や持続吸引をするための電源確保が課題とのお考えでした。電気が復旧しなければ、避難所ではなく病院に行くしかない、地域住民から障がい者理解が得られにくいと感じておられ、民生委員など地域に援助を求めることはしないと話されていたことから、個別避難計画の作成、提出には至らず、医療的ケアの個別避難計画作成の難しさを痛感いたしました。

第2回の部会では、増進型地域福祉課より改めて個別避難計画等について説明をしていただき、理解を深めることができました。非常電源を日常生活用具給付事業として対象者に助成した熊本県天草市、市内在住の医ケア児3名に対し市と消防が連携して個別避難訓練を実施している佐賀県武雄市、電源が必要な人限定で非常電源が使える市役所の会議室を福祉避難所として開設した佐賀市など、他市の取り組みを紹介し既存の枠組みや資源を工夫して使うことで、よりよい災害対策ができないかとグループで話し合いをしました。電気自動車を置いている販売店とあらかじめ避難先として提携しておくのはどうか、福祉事業所やスポーツジムなどは避難所として使えないか。福祉避難所は、家族も一緒に避難できるようにしたほうがいいのではないか。プライバシーを確保するパーテーションがどこの避難所にも必要だ。といったより柔軟な発想で避難計画を考えることができました。

今後も、重症心身障がい児者の地域での暮らしを支えるため、引き続き地域課題の抽出と解決に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

つじやま相談室

相談支援部会を主催しています。資料の22ページ、相談支援部会の報告です。相談支援部会は、地域の特定相談支援事業所の相談員の方に来ていただき、相談支援ネットワークの底上げ、機能強化の目的としています。参加者ですが、事業者数としては20数件、参加人数としては概ね30人弱が毎回参加してくれています。

今年度第1回目は、初めて参加される方の自己紹介をしていただき、内容はグループワークでしたが、当日の参加人数が予定より多くなってしまったために個人ワークに切り換えて、支援ネットワーク構築に向けてこういう時どうしますかという内容で、研修という形で実施させていただきました。参加している事業所、相談員間の経験等かなり差がある中で、1人で初めて活動している方もスキルのある人と同じように情報が回るようにするため、個人ワークとして、過去の

1 事例ですけれども設定したうえで、こういう場合はどういうところに支援をお願いするか、どういう情報をどういう目的で収集するかというふうなものを書き出して、みんなですり合わせていくことをしました。その個人ワークの後のまとめとして、支援者が同じ方向を向けるようにネットワークづくりを意識することが大事だとか、相手の立場、これは当事者の方を第一に尊重するのはもちろんですけれども、支援に入っていただく事業者さんの立場もきちんと理解したうえでやりとりができないと、円滑なコミュニケーションができないという話が出ました。

第2回ですが、外部講習の研修として医療観察制度について社会復帰調整官の方に来ていただいて研修していただきました。医療保護法の目的や事件の内容を出していただいて、こういう場合はこの医療観察制度にあたります等の話をしていただきました。

資料にないですけれども、第3回目が1月30日にありまして、令和6年度に報酬改定される内容について、少し先取りですけれどもこういう方向性で障がい福祉のサービスの内容と関わっていくのではないかとこのをみんなで確認したうえで、各相談事業所の請求実績もどうなっているとか、相談の加算請求がきちんとできていますかというのを確認しました。今まで全く知らなかったという意見が出たということがあったので、次年度も引き続き、地域の相談事業所の相談員さんが相談事業をしやすいように、かつ、孤独な思いをしないようにというところで、相談支援部会で、横の繋がりを大事に顔の見える関係を作っていけたらなと思っています。

障がい福祉課

続きまして地域生活支援拠点部会です。資料は23ページになります。近隣の南河内南圏域の本市含め6市町村と、この地域生活支援拠点の事業を委託する事業者さん、基幹センターさんにも参加していただいております。

まず地域生活支援拠点の整備目的としましては、障がい児者の重度化、高齢化、あと親亡き後を見据えた居住支援のための5つの機能。具体的には「相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」を、地域の実情に応じて整備しまして、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としております。

また、国の方向性として、個別給付化による拠点機能の実施が掲げられておりまして、具体的には、障がい福祉サービスの報酬体系が見直されて上記の各機能に対応した障がい福祉サービスの加算が創設されております。以前から拠点の面的整備を共同実施しております河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村と個別給付やこれまでの拠点事業との連携についてなど検討しております。

今年度の各市町村との協議におきましては、個別給付化に向けて、まず各市町村の状況を共有といたしました。そして今後は、各市町村が優先的に必要とする機能について、それに対応した障がい福祉サービスを提供できる事業者に順次働きかけて、届け出を依頼していく方針となりました。

一方で、現行の委託事業として地域生活支援コーディネーター事業は、次年度も6市町村の共同実施として委託事業を継続する予定です。また、グループホーム移行支援事業につきましては、次年度も河内長野市と本市の共同実施として、委託事業を継続していく予定となっております。

聖徳園みどりの風

就労支援部会について報告させていただきます。就労支援部会では富田林市内の事業所さんに

参加していただいて、今年度は全4回の就労支援部会を開催しました。1回目から4回目まで、欠席している事業者さんもありますので確実な件数ではないですが、概ね37事業所がこの部会に参加していただいております。

1回目の就労支援部会ですが、富田林市内の事業所に集まっていただいて、顔の見える、事業所同士の連携を取っていこうということで、事業所の見学会を検討しました。それぞれの事業所の職員の方が各事業所に出向いて、事業所の内容であるとかどんな作業をしているのかということと、皆さんで見えていこうという見学会になりました。

さらに、5月1日、2日に市役所のロビーで受注製品の販売を行う検討を行い、実際、同日に実施しました。部会の皆さんで販売というふうな言い方は少し言いにくいということで、この販売をずっと継続するという思いも込めまして、みんなで名前を決めていこうということになりました。「つつじマルシェ」という名前で今後も開催できたらなと思っております。いくつかの事業所さんが販売に参加してくださいまして、市役所に来られた来庁者にもたくさん買っていただいております。

第2回は5月に開催したつつじマルシェの感想、今後どんなふうに工夫していったら、この販売が上手にできていくのということも含めまして、みんなで検討しました。なかなか皆さん食べ物売ったり、事業者さんによっては雑貨売ったり、いろんなものを売っているので、それぞれの事業者さんの製品を、どんなふうに魅力を感じてもらえるように売ったらいいかなというところは、皆さん本当に飾り方、見せ方などを工夫して販売しておりました。

それと事業所見学会についてアンケートをとり、皆さんの感想等も述べていただきました。本当に事業者それぞれが、こういうことをしたとかこんなふうに工夫していたとか、事業所さんたちがそれぞれみんな近くにいるから助け合っていこうなんていう声も出していただきながら連携してもらおうような形で、今後とも何かあったときは連絡をとり合えるような体制をとるようになっていきました。あと、8月にまた開催するというので、それぞれ皆さん、5月にやったときよりもどのようにすればいいものになっていけるかも含めて検討しました。

富田林支援学校では、大体夏休みぐらいに、各事業者さんに生徒さんたちが実習に行かれるんですが、支援学校の先生と事業者さんで顔の見える関係になってもらおうということで、一度この部会に進路指導の先生をお呼びして、みんなで意見交換したらどうかという案も出ましたので、実行に向けて皆さんとお話しました。今回は富田林支援学校の進路の先生に来ていただきました。来年度は、藤井寺支援学校の先生も富田林支援学校の先生も来ていただいて、また、富田林市内の事業者さんとの交流を深めたいなと思っております。

3回目は、企業の方に来ていただきまして、施設外就労についての紹介をしていただきました。事業者さんにとっても施設外就労している企業さんが多い中で、今回お話しいただいた企業がされている内容も含めて説明していただきました。また、都市魅力課の高橋さんに来ていただいて、ふるさと納税について説明をしていただきました。富田林市内の事業者さんの自主製品が、ふるさと納税に繋がるといいなというふうに思っております。

最後、第4回ですが、就労支援部会の総まとめとしまして、1回から4回までの振り返りと、次年度どんなふうに部会を行っていくかという話し合いをしました。部会はみどりの風が主宰にはなっていますが、富田林市内の事業者さんが中心になって事業者さんの中から「こんなことをしてほしい」という意見が出るような就労支援部会にしております。次年度も富田林市内の事業者さんからのこんなことを皆でしたいとかこういうふうな提案はどうかというような意見を踏まえて、活動につなげていきたいと思っております。

会 長

案件 4 の障がい者地域自立支援協議会の活動について、各事務局から報告をいただきました。何かございますでしょうか。

ないようですので、案件 5 に入りたいと思います。次年度の相談支援体制・地域自立支援協議会についてということで、障がい福祉課よりお願いしたいと思います。

案件 5 次年度の相談支援体制・地域自立支援協議会について

障がい福祉課

次年度の相談支援と就労支援の体制ですけれども、まず基幹相談支援センター事業の相談支援体制につきましては、令和 5 年度と同様に委託事業として実施しまして、身近な地域に寄り添った相談支援を引き続き行ってまいります。また市役所における出張相談窓口も引き続き行ってまいります。

障がい者雇用センター機能につきましては、就労する力や意志があるが機会に恵まれないという障がいのある方と繋がる機会を模索するとともに、企業側のニーズを的確に把握しまして、ハローワークや就業生活支援センターをはじめとした、就労支援に係る関係機関との連携の中で、マッチングしていける活動を引き続き行ってまいります。また雇用センターのチラシを継続して活用しまして、各企業に赴いて情報収集等を行い、雇用環境が今後も広がっていくような活動を図ってまいりたいと思います。

次年度の地域自立支援協議会につきましては、運営の主体となっています基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業者を核として、各検討・作業部会の実施内容の充実を目指すとともに、関係する各機関の皆様との連携をより一層進めていきたいと思っております。

まとめになりますけれども、先ほども触れましたがコロナ禍があって、障がい福祉サービスの利用が困難な時期が長くありましたが、昨年 5 月に感染症法上の位置付けが 5 類に引き下げられて、それまでは利用を控えられた方の利用が活発化するということもあるように感じられますし、相談支援をはじめとした障がい福祉支援のニーズがそれより一層高まっているというように感じられます。それに伴いまして、支援者の皆さんの負担もその分増していることかと思えます。地域にまだまだ多くの、そして多岐にわたる課題があることから、協議会が果たすべき役割もどんどん増していくと感じております。そのような状況におきましても、持続可能な相談支援体制の維持とか効果的な協議会の運営ができますように、そのあり方についてまたこれからも検討を重ねてまいりたいと思います。

今後も本協議会の取り込みに、各委員様を初めとしました関係機関の皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

会 長

ただいまの説明について何かご意見とかご質問ございますでしょうか。

ないようですので、次が最後になります。第 7 期富田林市障がい福祉計画・第 3 期富田林障がい児福祉計画について、障がい福祉課より説明をお願いします。

案件 6 第 7 期富田林市障がい福祉計画・第 3 期富田林市障がい児福祉計画

障がい福祉課

それでは第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画素案についてご説明させていただきます。初めに本計画は、障がい者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく法定計画で、その策定にあたっては総合支援法第88条第9項及び児童福祉法第33条の20の第9項において、あらかじめ地域自立支援協議会で意見を聞くよう努めなければならないとされているもので、今回そのご意見を賜りたくご説明させていただく次第です。また、本計画の策定にあたって1月4日から2月5日の期間にパブリックコメントを実施しまして、その結果につきましては本日お配りさせていただいたパブリックコメントの実施結果についてという資料の通りでございます。結果としましては、21件のコメントの提出があり、そのうち2名、匿名による無効がありましたので、19名の方から27件のコメントをいただきました。表の左側がコメントの概要、右側がそのコメントに対しての市の考え方を記載させているものとなっております。ご意見を受けまして回答番号1番、回答番号4番に記載させていただいておりますが、2点の修正と、回答番号5番で1点の追加をするということで計画に反映する予定となっております。なお、5番の回答で触れている巻末の掲載予定の専門用語集につきましては現在編成中でございますのでご了承お願いいたします。

それでは計画の説明に入ります。素案の方を見ていただけたらと思います。時間の都合上、主要な内容をピックアップして説明させていただきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

まず1ページ目でございますが、第1章計画の策定にあたってということで、この章では計画の策定に当たり整合するべき関連計画、国や大阪府、本市の基本的な考え方、計画策定に携わる機関や意見聴取の方法について記載してございます。本計画は上位計画である障がい者計画の実行計画として、令和6年度から令和8年度の期間の障がい福祉施策の体制整備等の目標及びその各方策を定めます。続きまして10ページ、障がいのある人などを取り巻く状況ということで、市の人口や身体知的精神の3障がいの手帳の所持者数等について、それぞれ過去5年間の推移を記載してございます。概要といたしましては、11ページのグラフの通り、身体障がい者手帳の所持者数は緩やかに減少、療育手帳の所持者数は増加傾向、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向となっており、令和5年3月末時点でこれらを合計した手帳所持者数の人口に占める割合は6.49%となっております。

障がい児支援に関する児童の状況としましては、15ページの障がい児通所受給者証の所持者数の通り、受給者数は年々増加し5年間で約1.8倍となっております。

続きまして16ページ、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況についてですが、前期計画の成果目標の実績について記載しております。(1)の成果目標の実績について主なものをご説明させていただきます。まず、①福祉施設の入所者の地域生活への移行ですが、施設入所支援の地域移行者数は令和3年度から令和5年度までの累積人数の目標7人に対して、令和4年度末の累積実績は4人と目標を下回る見込みです。施設入所者数については、令和元年度末実績の105名から2名の削減を目標としてきましたが、令和2年度末実績で106名とむしろ1名増加となっております。続きまして、④福祉施設から一般就労の移行についてですが、福祉施設から一般就労への移行者数は、令和5年度末時点の移行者数の目標値27人に対して、令和4年度末実績で30人となっており目標値を上回っております。続きまして21ページ。(2)障がい福祉サービスの実績値ですが、各サービスの利用者数等の実績が掲載されております。個々のサービスごとの説明は割愛させていただきますが、多くのサービスで利用人数、利用量ともに増加している状況となっております。

続きまして 32 ページ。市民の意識についてでございますが、市民アンケート調査を障がい者手帳のお持ちの方や障がい福祉サービス等を利用する人の中から 1500 人に対して行い、約 50%の方から回答をいただきました。回答の中には家族のいなくなった時の生活の不安や、どんなサービスがあるのかわからない、必要なサービスが適切に利用できることを求めているなどの声がありました。

47 ページ、関係団体に対するヒアリング調査の主な結果についてです。調査対象は表にあります 7 団体に実施しました。相談支援の充実、障がい理解の促進、関係機関の連携を求める意見などが挙げられました。

52 ページをお願いします。第 3 章 第 7 期障がい福祉計画ですが、ここからは計画の目標についての項目となります。基本的には国の基本指針や大阪府の基本的な考え方をもとに本市の目標値を設定しております。幾つかご説明させていただきます。まず (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、令和 4 年度末の施設入所者数 106 人をもとに 1.7%以上の削減である 2 人の削減を目標にいたします。そのため 8 年度末時点の施設入所者数の目標は 104 人となります。地域生活への移行者数については、106 人の 6%以上である 7 人を目標として設定しております。目標に向けた取り組みについては、概要としまして施設職員や地域の相談支援員等の支援者との連携。地域移行支援等の利用とグループホームの利用促進について記載しております。

55 ページをお願いします。(4) 福祉施設からの一般就労への移行についてですが、年間の一般就労移行者数は 30 人、内訳として就労移行支援 16 人、就労継続支援 A 型 7 人、B 型 7 人としております。目標に向けた取り組みにつきましては 56 ページの記載の通りですが、概要としましては障がい者雇用センターや障がい者雇用会議等の市独自の取り組みや、地域自立支援協議会の就労支援部会等によりきめ細やかな就労支援や関係機関との連携強化を行っていくとし「障がい者千人雇用」の実現を目指すとしています。

続いて、57 ページです。(5) 相談支援体制の充実強化等でございます。成果目標の設定につきましては、基幹相談支援センターの設置、基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保、地域自立支援協議会における体制の確保ですが、本市としてはいずれも実施済みのためこれまで通り実施し継続していくことが目標となります。目標に向けた取り組みにつきましては 58 ページに記載しておりますが、概要といたしましては障がい者等のニーズの多様化、複雑化に対応するため、基幹相談支援センター等の体制強化や地域相談支援事業所等との連携強化により、様々なニーズ把握とあわせて相談支援体制の充実強化を推進していくとしています。

次に 61 ページの 2、障がい福祉サービス等の見込み量と提供方針についてですが、こちらに関しましては、令和 6 年度から令和 8 年度の障がい福祉サービス等の推計値となっております。こちらの説明は割愛させていただきますが、概ね増加傾向を維持して推計しております。

77 ページをお願いします。ここからは、障がい児福祉計画となります。まずは 1、計画の目標と実現に向けた取り組みということで、策定にあたり「こどもまんなか」社会の実現を念頭に置くこと、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方、さらには「富田林市子ども・子育て支援事業計画」とも連携を図る旨を記載しております。

障がい福祉計画における成果目標について説明します。まず (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進ということで、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の体制構築、障がい児支援の地域社会への参加、包容のための関係機関の協議の場の設置を目標として設定いたします。本市は児童発達支援センターをすでに 2 ヶ所、南河内南圏域で設置済みで、保育所等訪問支援

についても利用できる体制にあり、障がい児支援の地域社会への参加、包容のための関係機関の協議の場も設置済みですので、その旨記載しております。

次に 80 ページの障がい児通所支援等の見込み量と提供方針についてですが、見込み量となります計画値につきましては、増加傾向を維持するものと推計しております。

81 ページの (3) 障がい児通所支援等の提供体制等についてですが、概要といたしましては早期療育に対する需要の高まりを受け、関係機関との連携や相談支援体制の強化、サービスの円滑な利用に向けた学校等への啓発に努めながら、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、誰一人取り残さない支援を行い「こどもまんなか」社会の実現を推進していく旨を記載しております。

82 ページをお願いします。計画の推進体制及び進行管理についてございますが、国や府、近隣市町村との連携をはじめ障がい者の支援体制に欠かせない関係団体との連携を図る旨を記載しております。また、83 ページの計画の進行管理ですが、P D C A サイクルを用いた進捗管理を行う旨記載しております。毎年の施策推進協議会で実績報告による評価検討を行い、必要に応じて改善するなどして本計画を進行してまいります。84 ページをお願いします。こちらは、大阪府の基本的な考え方。第 4 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項において示される項目について、本市の考え方を掲載させていただいております。

駆け足での説明となりましたが、計画の説明は以上でございます。なお、今後の予定でございますが、この素案に本日いただきましたご意見等を踏まえまして 2 月 15 日に実施の施策推進協議会でご審議いただき、大阪府と法定協議を行いました後、今年度中に策定の運びとなります。今後とも引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問があればしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員 B

パブリックコメントでは、特に大きな問題なかったということでしょうか。

障がい福祉課

今回のパブリックコメントは、前回と比較してかなり多くの意見をいただいたということで、この計画に対する関心の高さを認識しております。前はパブリックコメントを受けての内容の修正とか反映ということにはなかったのですが、今回は先ほど説明がありましたように、2ヶ所の文言修正と用語集におきましての 1ヶ所の詳しい説明を加えさせていただくことになっております。

会 長

他にはよろしいでしょうか。

委員 B

無人駅のことについては、障がい者の合理的配慮の欠如ということで話題になっている内容ですね。

障がい福祉課

鉄道会社A様の方から、具体的に言いますとこういった説明会をするということで、もう決まり事みたいな形でのお話でしたので、こちらとしましては障がい者の状況というのをお伝えさせていただきまして、今後も機会あるごとに障がい者の状況と、やはり駅を利用される方はいらっしゃいますので困ることがないように、その都度、鉄道会社A様もしくは鉄道会社B様の方にもお伝えしていきたいと思っております。

会 長

他に何かございますでしょうか。

ないようですので、計画につきましては先ほどご説明あった手順で進めて作成していくということをお願いしたいと思います。

一応、全体の案件に関しては終わりですが、最後に会議全体についての何か確認事項とか、何かお気づきなことがありましたらいかがでしょうか。全体を通してということでの確認でも結構です。

委員C

全体を通じてと言いますか、修正を求めるといようなものではないですけども、この今日の議論を聞いていましての感想として受けとめていただけたらと思いますが、自立支援協議会もこの福祉計画につきましても、対象は障がいのある人ということになっていると思いますが、富田林市の概要とか人口、手帳の所持者数。それから障がい福祉サービスの受給者数等をご報告いただく中で、これで果たして障がいのある人、すべてを網羅できているのかというところが少し気がかりです。実際に支援学校に通っている生徒、児童も手帳を持っている人だけではなくて手帳を持っていないけれども支援学校を選んで通っている。つまり生きづらさを感じている人たちはこの外にもいるのではないかと。具体的には。自閉症のあるお子さんであるとか、ADHDのあるお子さんであるとか、その方たちが大人になって以降もきっと生きづらさがある支援を必要としているような人たちがいるのではないかとと思うのですが、そのあたりのところも、本協議会とか福祉計画で本来、網羅していると思いますが、その辺りの手だてというのが、少し弱かったり、薄かったりするかなというのは感じるところで、説明していただけることがあれば、お願いしたいと思います。

会 長

いかがでしょうか。

障がい福祉課

15 ページの一番上のところに精神通院の受給者数ということで出ております。いわゆる精神の疾患ということで精神科に通われている方々の経済的負担を減らすために、こういった自立支援医療という制度があるんですけども、この方々については、全員が手帳を持っておられるわけではありません。こういう方々についても、障がい福祉サービスを利用していただけですので、必ずしも手帳の方だけをこのサービスの対象としているわけではないというのを申し上げておきたいと思っております。

それから児童の方につきましても、80 ページを見ていただくと児童を対象としましたいろいろなサービスがございます。皆さんご存知だと思いますが、放課後等デイサービスとか児童発達支援

とか、それから保育所訪問支援というサービスがありますが、こういったサービスにつきましても必ずしも手帳を持っているわけではなく、関係専門機関の意見書をもとにご利用していただくことができますので、手帳だけに限ったというサービスではないということだけは認識していただきたいですけれども、ご意見をいただいたということはやはりまだまだ今後、支援の拡大が必要だというふうには感じておりますので、真摯に受けとめさせていただいて今後の支援に努めていきたいと思っております。

会 長

はい、他に何かございますでしょうか。

委員B

感想も含めてなんですけど、私もいろんな現場に行かせていただく中で、例えば乳幼児期でいうとコロナの状況でマスクをしていることが多くあったことによって、言葉の出方が若干遅くなっているというお話もよく聞きます。また、表情認知というのが遅くなって人の気持ちを察するとか想像力というところも弱くなっている。こうした中で今度、小学校に入っていくとなってくると、またいろんな状況が変わってくるのではないかとということもあります。

また、中学校の支援学級の今 90%近くが高等学校に行く時代になってきています。となると療育手帳それこそAとかB 1でも高等学校に入っています。ということは、学齢の 18 歳までは福祉サービス使わずに、そこから出てきてから福祉サービスを求めることが非常に多くなるのではないかとということです。高等学校といえども、私学やら通信制が非常に多くなっているというそんな現状があるわけです。そういった意味では、大きな何か変化というものが出てきていると思います。

もう一つは、この 4 年 5 年で急増していることとして、いわゆる外国人の労働者の方の子どもが非常に小中高に入ってきて多国籍になっていることです。ある高等学校に私も行ってみると 80 人の多国籍の生徒がいる。本当びっくりするほどいるのですが、皆熱心に勉強したいということで入っているのですが、その中で日本語がわからないのか、発達特性等のいわゆる障がいがあるのかということがわかるまでに時間かかってしまうということがあります。これはもうこれから増えていく一方だと思います。そうしたところに対する新しい対応というのも、これから課題になっていくのではないかとということも思います。

今後、さらに多様になってくるし、その背景っていうところにも関わっていく中で、非常に様々な複雑な状況があるがゆえに、関係機関との連携というのは大事になってくるのではないかと思っています。

会 長

他、よろしいでしょうか。

ないようですので、これで本日の案件をすべて終了とさせていただきたいと思います。進行を事務局の方に戻したいと思います。

事務局

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。これもちまして本日の会議を終了させていただきます。